

残課題確認

No	機能・帳票の別	項番	懸案事項	質問事項	質問先団体	団体回答欄	事務局方針（案）
1			土地・家屋・償却資産の名寄せ処理について	以下について確認させてください。 (1)土地家屋を所有する納税義務者と、償却資産を所有する納税義務者が紐づけられていない割合 ※概算で構いません。 (2)償却資産を所有する納税義務者の数	G市	(1)について、以下の回答が得られた。 土地・家屋と償却で紐付けられていない対象者の割合：7～8割 (これは都の現行システムにも起因しますが、償却のあて名は、一義的には土地家屋ではなく、その性質上、事業税(法人・個人)に結び付ける仕組みとなっているため大きいと思っております。)  (2)について、以下の回答が得られた。 40万件と回答させていただきます。 概算となります。現在、コード管理している事業者のうち、課税している事業者は明確なのですが、それ以外については、免税点未済と該当資産無しが混在しており、明確に分けられません。「該当資産なし」は、申告義務がないため。仮に1:1の割合で混在しているとみなし、差し引いた数字(に、課税件数を加えた数字)が40万件となると算出いたしました。	全国照会時には、9月30日提示時の事務局案のとおりとさせていただきます。
2	機能	1.2.18.	9/30WTに回答保留となったもの	「土地区画整理事業に伴う仮換地、従前地、保留地情報を一括で更新できること。」について、具体的にどのような処理であるかご教示ください。	H市	換地により仮換地のブロックロットが設定された従前地について、仮換地設定データ(CSV)により、バッチ処理にて従前地データへ仮換地ブロックロットを転記するもの。 <ブロックロットとは> 街区番号のこと。土地区画整理事業において換地処分されるまでは登記上は従前地のまま動かないため施工者が仮換地を指定する。 換地処分されるまでは、施工者が仮換地指定を複数回行うため、従前地と仮換地を紐付けて管理しているH市では、その都度「どの従前地が、どの仮換地と対応しているのか」を更新していく必要がある。 その機能が、本件の「土地区画整理事業に伴う仮換地、従前地、保留地情報を一括で更新できること。」とのことです。	以下のとおり、たたき台の記載を修正いたします。 「CSV等の汎用的な形式のファイルから仮換地、従前地、保留地情報を取り込み、土地課税台帳上の従前地に対応する仮換地、保留地情報を一括で更新できること。」
3	機能		9/30WTに回答保留となったもの	共有代表者の選定にあたって、世帯の場合、世帯主を共有代表者にするとのことであるが、住登外者の場合は、どのように確認するのかご教示ください。(他自治体宛に住民票を公用請求して確認している 等)	B市	・市内在住者、住登外者が混在する場合 ①市内在住者 ②持分 ③年長者 ・全員が住登外者の場合 ①持分 ②持分が同じ場合は三条に近い方 ③今までの代表が誰だったのか	※共有代表者をシステム上で自動で選定できる機能の要件化については、【P】といたします。 (標準仕様書上に左記機能について要件化されておりません。職員が個別に手入力で共有代表者フラグを設定していただく想定です。)
4	機能		9/30WTに回答保留となったもの	共有代表者の選定にあたって、市内在住者、持分の多い者、登記簿上の順の情報を総合的に判断しているとのことであるが、優先順位はあるのか確認させてください。	F市	明確な優先順位はありません。	同上
5	帳票(印字項目)	86.償却資産評価調書	9/30WTに回答保留となったもの	評価調書に、「市町村内における事業所等資産の所在地」、「借用資産」、「事業所用家屋の所有区分」を印字した場合に、業務上の支障があるか確認させてください。	F市	※事務局から、個別にご連絡いたします。	償却資産評価調書は、外部帳票から内部帳票に変更いたします。また、償却資産申告書(償却資産課税台帳)及び種類別明細書については、現在利用されている法定様式があるため、印字項目の検討は不要と判断しています。(全国照会時には印字項目を明記いたします。) F市のご意見については、償却資産申告書(償却資産課税台帳)に含まれるものです。
6	帳票(印字項目)	291.評価証明書	「評価証明書」に課税標準額を記載することについて	「評価証明書」に「課税標準額」を記載するのではなく、「公課証明書」の「相当税額」をオプション機能とすることでG市の現行運用に対応できると考えておりますが、業務上支障がないか確認させてください。	G市	G市における「評価証明書」は、法第382条の3の規定における固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書として交付している。 この固定資産課税台帳記載事項は、法第381条各項の規定における台帳登録事項であり、さらに法附則第15条の5及び附則第28条の規定による登録事項等の特例措置も設けられており、これらを網羅する形で記載されなければならない。 その中で、法附則第28条第1項各号において、法附則第18条第1項から5項の負担調整措置に基づく課税標準額(条文上は「…固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額」)を登録することとなっている。 このことからG市における評価証明書には「課税標準額」を記載するべきと考える。  公課証明書として課税標準額を証明申請者に交付すること、台帳登録事項の証明書(評価証明書)として課税標準額を記載することは取扱いとして異なるため代替することはできない。あくまでも地方税法に基づいた証明書としての発行を希望する。 その他の証明書については地方税法の記載がないため、記載事項等について標準化において項目の整理が可能であると考えられるが、台帳記載事項の証明書(G市における評価証明書)については、地方税法の規定に基づき作成されるべき証明書であるため、他の自治体が記載していないことを以て記載しないとはできないと考える。(台帳記載事項の閲覧証明制度については平成14年度税制改正時に整理されている認識(「固定資産税逐条解説」「市町村事務要覧」等参照))  なお、償却資産においては、評価証明書は課税額を証明すべきではない方にも発行するものであり、相当税額を記載するのは支障がある。 G市においては、公課証明書を発行できない方(課税額を証明すべきではない方)に対して、評価証明にて課税標準額を記載し相当税額を算出できるようにしている。	全国照会時には、事務局案のとおりで照会を掛けさせていただきます。  事務局としては、公課証明書が「G市がいう記載事項証明書(課税台帳に記載している課税標準額等の事項を記載した書類)」にあたるかと考えております。 なお、標準化とは、各団体で差異がある運用を統一させるものであるため、全ての地方団体において現行運用の継続が保障されるものではありません。 ただし、標準仕様書が地方税法に違反することが明確である場合は、標準仕様書を変更することが必要不可欠と考えておりますので、全国照会時に、地方税法に違反する理由を整理の上、意見として挙げていただければ再度検討いたします。
7	機能			「エラー・アラート条件」sheetに記載のある確認事項についてご回答ください。	複数団体	「エラー・アラート条件」sheetの回答欄にご回答ください。	別シートで整理
8	帳票			「帳票要件 出力条件確認依頼」sheetのBB列「出力条件(出力方式より)」に記載のある帳票の抽出条件について過不足がないかご確認してください。	全団体	「帳票要件 出力条件確認依頼」sheetの回答欄にご回答ください。	別シートで整理
9	帳票	新規99-1簡易申告はがき	9/30WTに事務局預かりとしていたもの	簡易申告ハガキの回答項目については、オプションとする対応でよいか確認させてください。	G市	※事務局から、個別にご連絡いたします。	個別確認の結果、No.新規99-1「簡易申告はがき」の印字項目のNo.27-30は、オプションといたします。
10	機能	6.3.2					負担調整措置のうち、自治体の条例によって割合を決めるものについて、次のとおり機能要件の6.3.1.の下に追加いたします。  「地方税法附則第21条の規定による減額措置について、課税標準となるべき価格に乘じる割合を設定できること。」※固定資産税における商業地等に対する減額を想定した機能です。  「地方税法附則第21条の2の規定による減額措置について、前年度の課税標準額に乘じる割合を設定できること。」※固定資産税における住宅用地等に対する減額を想定した機能です。  「地方税法附則第27条の4の規定による減額措置について、課税標準となるべき価格に乘じる割合を設定できること。」※都市計画税における商業地等に対する減額を想定した機能です。  「地方税法附則第27条の4の2の規定による減額措置について、前年度の課税標準額に乘じる割合を設定できること。」※都市計画税における住宅用地等に対する減額を想定した機能です。